

住宅リフォーム助成事業の見直しについて

I 事業目的

- 住まいの防犯・防災対策、バリアフリー化、環境への配慮、長寿命化に係る工事費用の一部を助成することで、地域力を活かした安全、安心で快適なまちづくりに資する。
- 区内中小事業者の仕事を確保し、地域経済の活性化を図る。

II 従前(令和2年度)の制度内容

- 1 助成額
標準工事費の合算額又は総工事費用(税抜)のいずれか低い額の10%
【上限額】
20万円(耐震化工事(単独)は30万円、吹付アスベスト除去工事は50万円)
- 2 工事の要件
(1) 事前相談以降に着工し、令和3年3月末までに完了するもの。
(2) 総工事費10万円(税抜)以上であること。
(3) 区内中小事業者に発注すること。
- 3 申請者の要件
(1) 申請する前年度の1月1日時点で大田区民であること。
(2) 工事対象住宅の居住者であること。
(3) 工事対象住宅の所有者又は賃借人であること。
(4) 既にリフォーム助成を受けていないこと。

III 令和3年度予算額

- 令和2年度の予算額に、新しい生活様式に対応した工事への追加分を増額した。
(R2) 8,500万円 ⇒ (R3) 10,000万円(1億円)

IV 事業見直しの方向性

- コロナ禍における安心・安全な区民生活の支援、区内業者に対する受注機会の増大等、生活復興及び経済復興につなげていくため、「新しい生活様式に対応するリフォーム工事」を助成対象とする。

V 令和3年度の見直し内容

- 1 新しい生活様式に対応するリフォーム工事の追加
(1) 対象工事
在宅勤務スペースの改修、固定式宅配ボックスの設置、インターホンの新設等
(2) 助成要件等
ア 対象工事費が5万円以上(税抜)であること。
イ 区内中小事業者に発注すること。
ウ 助成額は、対象工事に係る消費税を除いた費用の20%とし、10万円を限度とする。
エ 令和2年度以前に住宅リフォームの助成金の交付を受けていても1回限り申請できる。
- 2 標準工事費の見直し

令和2年度の実績(4月から12月末)に基づき、標準工事費を見直した。

令和3年度 大田区住宅リフォーム助成事業のご案内

区内に主たる事業所（本社）がある中小事業者に助成対象工事一覧表（別紙）にある以下のリフォーム工事を発注する場合、工事費用の一部を助成します。

◎今年度、コロナ禍における新しい生活様式への対応工事を助成対象に追加します。

・バリアフリー化

（手すり設置、浴室・更衣室暖房工事、段差解消、開き戸から引き戸への改修、階段昇降機設置 等）

・環境への配慮

（節水型トイレへの改修、高断熱浴槽への改修、エコジョーズ給湯器への交換、断熱窓への改修 等）

・防犯・防災対策

（軽量化屋根への改修、耐震化工事、防犯性の高いインターホンへの交換、面格子の設置 等）

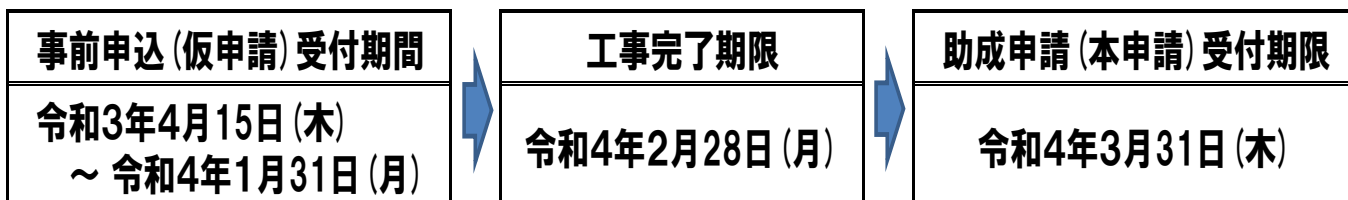
・住まいの長寿命化

（屋根・外壁塗装、洗面台・キッチン改修に伴う給排水等の工事、雨樋の改修、屋根の改修 等）

・吹付アスベスト除去工事

・コロナ禍における新しい生活様式への対応工事

（在宅勤務スペースの改修、固定式宅配ボックスの設置、インターホンの新設 等）



- 工事開始前に事前申込（仮申請）の手続きが必要となります。
- 工事開始後の事前申込（仮申請）の受付はできません。
- 工事完了後1か月以内に助成申請（本申請）の手続きが必要となります。
- 期限を過ぎた助成申請（本申請）の受付はできません。

問合せ先

大田区役所 7階
建築調整課住宅担当内 住宅相談窓口

〒144-8621
大田区蒲田五丁目13番14号
電話 5744-1343 FAX 5744-1558

交通アクセス

JR京浜東北線・東急多摩川線・池上線「蒲田駅」東口から徒歩約1分
京浜急行線「京急蒲田駅」西口から徒歩約10分



助成金額

※A・Bはそれぞれ別枠で申請できます。

工事内容		助成率	上限額	
A	バリアフリー化、環境への配慮、防犯・防災対策、住まいの長寿命化に該当する助成対象工事	助成対象額の10%	20万円	
	区の他の助成制度・保険給付制度と併せて申請	助成対象額の5%	10万円	
	耐震化工事	耐震化助成事業と併せて申請	助成対象額の10%	20万円
		住宅リフォーム助成事業でのみ申請	助成対象額の10%	30万円
吹付アスベスト除去工事		対象工事費用(税抜)の10%	50万円	
B	新しい生活様式への対応工事	対象工事費用(税抜)の20%	10万円	

助成対象額：次のいずれか低い額

- ①助成対象工事一覧表（別紙）にある対象工事の標準工事費を合算した額
- ②総工事費用（対象工事以外の工事費用も含めた工事に要する全ての費用（税抜））

今年度追加した新しい生活様式への対応工事（表B）の助成金額は、表Aとは別枠になります。

助成要件

1 申請者の要件

◆令和3年1月1日時点から工事対象住宅に継続して居住する区民

- ※大田区の住民基本台帳に記載がある。
- ※所有する賃貸アパート等で自己が居住していない場合は対象になりません。

◆次のいずれかに該当する方

- ①工事を行う個人住宅の所有者
 - ②集合住宅の管理組合の理事長（共用部分の吹付アスベスト除去工事の場合のみ）
 - ③工事を行う個人住宅の賃貸借人（バリアフリー化のための工事の場合のみ）
- ※書面により賃貸借契約を締結し家賃の支払いがあり、所有者の承諾を得ていること。

◆特別区民税・都民税を滞納していないこと。

◆区の他の助成制度・保険給付制度を利用した場合でも自己負担額が発生すること。

◆過去に住宅リフォームの助成金を交付されていないこと。今年度追加した新しい生活様式への対応工事は、過去に交付を受けていても1回限り申請できます。

2 助成対象となる工事

◆工事期間等

- ①事前申込（仮申請）をした日以降に開始し、令和4年2月28日(月)迄に完了する工事
- ②施工業者が一社による工事

◆工事内容

- ①助成対象工事一覧表（別紙）に記載のある工事
- ②総工事費用が10万円以上（税抜）の工事、ただし新しい生活様式への対応工事（上表B）は5万円以上(税抜)

3 施工業者の要件

◆区内中小事業者

- 区内に主たる事業所（本社）を有し、中小企業基本法第2条に定めている法人又は個人事業者で、支店・営業所等は含まれません。
- 『他の市区町村に本社がある大田区内の支店』による工事は、対象になりません。

◆区の他の助成制度・保険給付制度

- 介護予防住宅改修費支給（介護保険給付） ○居宅介護住宅改修費支給（介護保険給付）
- 高齢者自立支援住宅改修助成 ○重度身体障害者(児)住宅改造相談・助成

申込方法

- ◆工事を始める前に、事前申込書（仮申請）に必要書類を添えて提出してください。
- ◆工事完了後1か月以内に、助成申請書（本申請）に必要書類を添えて提出してください。
- ◆委任状があれば、受注した区内中小事業者による代理申請の受付ができます。

【固定資産税・都市計画税 納税通知書及び課税明細書（見本）】

The image shows two sample tax documents. The top one is a '年度固定資産税 納税通知書 都市計画税' (Annual Fixed Asset Tax, City Planning Tax, and Tax Notice). The bottom one is a '年度固定資産税・都市計画税課税明細書' (Annual Fixed Asset Tax and City Planning Tax Taxation Details). Both documents contain various fields for taxpayer information, tax amounts, and property details.

工事前の事前申込（仮申請）

◆必要書類

- ア 事前相談申込書
- イ 工事見積書（工事費用、工事内容が分かるもの）の写し
- ウ 建物の所有者が分かる次のいずれか書類の写し
 - ①固定資産税・都市計画税 納税通知書及び課税明細書（最新年度のもの）
 - ②土地・家屋名寄帳（最新年度のもの）
 - ③建物の登記簿謄本（発行後1年以内）※所有者が複数人の場合、建物の登記簿謄本をご提出いただく場合があります。
- エ 委任状（区内中小事業者等による代理申請の場合のみ）

工事後の助成申請（本申請）

◆必要書類

- ア 助成申請書（事前申込受付後にお渡しします。）
- イ 住民票の写し
※助成申請書の同意欄に署名・捺印した場合は不要です。
- ウ 特別区民税・都民税の納税証明書又は非課税証明書の写し
※助成申請書の同意欄に署名・捺印した場合は不要です。
- エ 工事費用の支払者、支払先、支払金額が分かるもの（領収書等）の写し
- オ 請求書、工事内容の分かるもの（工事内訳書等）の写し
※見積書と同額で請求書の内訳として見積書を使用する場合
「見積書を内訳として使用する」旨を請求書に明記してください。
- カ 助成対象工事箇所ごとの工事前・工事中・工事完了後の写真
◎ 必要に応じて、その他関係書類を提出していただく場合があります。

新しい生活様式への対応工事を申請する場合は、対象工事のみの見積書と請求書を提出してください。

注意事項

- ◆事前申込（仮申請）の手続き後、追加工事（見積書に記載の無い工事）が発生する場合は、あらかじめ住宅相談窓口にご連絡ください。
- ◆以下のリフォーム経費は、助成の対象になりません。
 - ・所有している賃貸用アパート等
 - ・住宅敷地内で建物本体に付属しない塀、階段、スロープ、車庫、倉庫等
- ◆新築、建替え、全面改築や増築、購入に伴う工事費用は、助成の対象になりません。
- ◆建築基準法及びその他関連法規に違反する住宅でないことを要します。

住宅リフォーム助成 手続きの流れ

工事開始前

事前申込（仮申請）

- 受付窓口にお越してください。助成制度についてご説明します。
- 『事前相談申込書』に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。
- 助成申請（本申請）に必要な書類をお渡しします。



工事の実施

- 事前申込（仮申請）をした日以降、工事は開始してください。
- 事前申込（仮申請）手続き後、追加工事（見積書に記載のない工事）が発生する場合は、あらかじめ住宅相談窓口にご連絡ください。
- 助成対象工事箇所ごとに、工事前、工事中及び工事完了後の写真をお撮りください。



工事完了後

助成申請（本申請）

- 工事完了後1か月以内に『助成申請書』に必要書類を添えて提出してください。
（受付期限：令和4年3月31日（木）※期限を過ぎた申請の受付はできません。）
- 審査にあたり、現地調査を行う場合があります。



助成決定通知書

又は

助成不交付決定通知書

- 提出された『助成申請書』等を区で審査した後、結果を通知します。



助成金の請求

- 『助成金交付請求書』と『支払金口座振替依頼書』は、同じ印鑑（認印）を押印してください。
※スタンパー式印（シャチハタ等）は使用できません。



助成金の支払

- ご指定の口座に、2週間程度で振り込みます。

令和3年度 住宅リフォーム助成事業 助成対象工事一覧表 A

	対象工事	標準工事費	添付を要する資料	
			カタログ	図面等
バ リ ア ブ リ ー 化	手すり設置	17,000円/m		
	段差解消（畳からフローリングへの変更工事含む）	342,000円/箇所		●
	浴室改修（高断熱浴槽除く）	764,000円/箇所		●
	滑りにくい床材への改修	15,000円/m ²	●	
	開き戸から引き戸への改修	101,000円/箇所		
	トイレ改修（和便器から洋便器）	341,000円/箇所		
	廊下幅等の拡張	200,000円/m		●
	階段昇降機設置	868,000円/機		
	ホームエレベーター設置	2,000,000円/機		
	車椅子用リフト設置	500,000円/箇所		
	屋外スロープ設置	49,000円/m		●
	浴室・更衣室暖房工事	107,000円/箇所		
	弱視者対策床工事	5,000円/m ²	●	
環 境 へ の 配 慮	トイレ改修（節水型トイレ）	222,000円/箇所	▲	
	浴室改修（高断熱浴槽）	949,000円/箇所	▲	
	給湯器交換（エコジョーズ）	241,000円/機	▲	
	断熱改修（窓） 大（1.6m ² 以上）	115,000円/箇所	▲	
	〃 小（1.6m ² 未満）	59,000円/箇所	▲	
	壁の改修（断熱）	12,000円/m ²		
	天井及び屋根裏の改修（断熱）	5,000円/m ²		
	遮熱・断熱性壁紙	3,000円/m ²	●	
	内壁塗装（珪藻土、漆喰及び断熱効果のあるもの）	7,000円/m ²	※	
	床の改修（断熱）	20,000円/m ²		
後付庇（ひさし）工事	19,000円/m			
防 犯 ・ 防 災 対 策	窓等の防犯対策工事（面格子の設置等）	108,000円/箇所		
	屋根の改修（軽量化）	20,000円/m ²	▲	
	壁の補強	150,000円/面		
	スプリンクラーの設置	500,000円/棟		
	耐震化工事	3,000,000円/棟		計画書等
	玄関ドア交換に伴うドアロック防犯工事	315,000円/箇所		
	感震ブレーカー（分電盤の交換を伴う工事）	110,000円/箇所	●	
住 ま い の 長 寿 命 化	洗面台改修に伴う給排水等の工事	101,000円/箇所		
	キッチン改修に伴う給排水等の工事	334,000円/箇所		
	空調換気設備改修（24時間常時換気システム）	120,000円/機	●	●
	屋根・外壁塗装	5,000円/m ²		
	屋根の改修（軽量化除く）	15,000円/m ²		
	外壁の改修（断熱除く）	14,000円/m ²		
	雨どいの改修	4,000円/m		
	防蟻・防虫処理	4,000円/m ²		完了報告書
	建物土台の劣化補修工事	31,000円/m		

●・・・添付を要する ▲・・・見積書や請求書の内訳にその旨の記載があれば添付は不要
 ※・・・断熱効果のある内壁塗装についてのみ、添付を要する

令和3年度 住宅リフォーム助成事業 新しい生活様式への対応工事一覧表 B

	対象工事	添付を要する資料	
		カタログ	図面等
コ ロ ナ 禍 に お け る 新 し い 生 活 様 式 へ の 対 応 工 事	在宅勤務スペースの改修		※
	固定式宅配ボックスの設置		
	インターホンの新設	▲	
	開閉や施錠などをタッチレスで行える玄関ドアの新設（注1）		
	玄関脇手洗い器の新設		
	タッチレス水洗器具の新設		
	通風式玄関ドア・玄関網戸の新設		
	空調換気設備の新設（注2）	●	●
	トイレの増設		
	住宅内手洗い器の追加設置		
	居室に開口部・網戸の追加設置		
	洋式便座を自動開閉式便座への交換		
	その他「新しい生活様式への対応」と認められる工事	※	※

- ・・・添付を要する ▲・・・見積書や請求書の内訳にその旨の記載があれば添付は不要
- ※・・・工事内容によって、添付を要する。

注1) 玄関ドア交換に伴うドアロック防犯工事（A防犯・防災対策）で申請する場合は認められません。

注2) 24時間換気システム一体型の浴室・更衣室暖房工事（Aバリアフリー化）で申請する場合は認められません。